平成２５年（フ）第３４１号
兵庫県尼崎市昭和通６丁目214番地　アズックヒル尼崎203号
債務者　東本　太元
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾藤　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１３５号
長野市豊野町豊野659番地１　豊野清風園
債務者　藤原　茂夫
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鏡味　聖善
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７０号
岐阜県下呂市萩原町西上田2364番地697
債務者　清水　洋子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月11日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第７９０号
堺市北区東浅香山町２丁14番地　株式会社杉山商事浅香店内、住民票上の住所堺市北区百舌鳥梅北町５丁418番地９
債務者　中田　浩二
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原麗央奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７９７号
堺市北区百舌鳥梅北町５丁418番地９
債務者　中田　範子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原麗央奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８８６号
さいたま市浦和区北浦和５丁目11番14号
債務者　篠田　安博
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤　和美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２５号
三重県熊野市木本町49番地２
債務者　徳山　信和
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂前美佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２５年（フ）第２８８号
大阪府松原市阿保２丁目31　ＷＩＬＬ101号、住民票上の住所奈良県生駒市菜畑町2314番地353
債務者　橋本　雅博
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月26日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
奈良地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１０１号
松江市馬潟町32番地１　レオパレスウエルトップ105号
債務者　城前　和美
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０５号
松江市東津田町1800番地14　ユニメント金森202号
債務者　福島　順子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５９３号
さいたま市緑区東浦和５丁目12番地５　Ｋフラット502
債務者　大和　享俊
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６６６号
埼玉県新座市野寺２丁目８番１―206号、旧住所埼玉県新座市馬場１丁目５番38号
債務者　井上　和子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９６３号
さいたま市北区宮原町３丁目480番地　セイントメゾン101
債務者　伊藤　　智
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１６１号
千葉県八街市八街ほ217番地11
債務者　中川　政江
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１６４号
千葉県印旛郡栄町安食3795番地84　リバーサイド202
債務者　渡辺冨士雄
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１６８号
千葉県印西市戸神台１丁目２番地１―Ａ棟110号
債務者　櫻井　　弘
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１７４号
千葉県佐倉市表町３丁目10番地７　ディアコート３番館202
債務者　川口　真一
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部